
【各主体の取組例】

行政の取組例

- 1 環境保全型農業の推進
化学肥料・化学合成農薬を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。
- 2 家畜排せつ物の有効活用
家畜排せつ物の堆肥化やバイオマス資源としての活用等を推進します。
- 3 森林整備事業
公有林の適切な維持管理や整備、私有林の森林経営管理制度による整備や私有林整備のための支援を行い、森林の維持拡大に努めます。
- 4 林業の担い手育成
林業の就業者対策、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を行う青年に対する支援に努めます。
- 5 節水等の推進
住民の理解を促進するため、地下水を育むPR等に取り組みます。また、水使用量の削減のため、節水の取組を継続して推進します。
- 6 雨水有効活用の促進
雨水貯留施設の整備を促進します。
- 7 都市緑化の支援
ヒートアイランド対策として、屋上・壁面などの建築物の緑化を推進します。

住民の取組例

- 1 環境に配慮して生産された農作物等の選択
化学肥料・化学合成農薬を低減する取組など、環境に配慮して生産された安全・安心な農作物等を積極的に選択・消費します。
- 2 節水等の推進
地下水保全の取組などを学び、各家庭や学校などにおいて節水を実践します。
- 3 雨水の有効活用
雨水貯留施設を整備します。
- 4 身近な緑の保全、創出への協力
市街地における豊かな緑の保全に取り組みます。ヒートアイランド対策として、緑のカーテンや庭木の植栽、プランターの設置などにより、住宅等の緑化を推進します。

事業者の取組例

1 環境保全型農業の実践

化学肥料・化学合成農薬を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を実践します。

2 家畜排せつ物の適正処理と堆肥等の活用

家畜排せつ物を適正に処理するとともに、堆肥等を積極的に活用した土づくりに取り組みます。

3 森林整備事業

私有林の適切な維持管理や整備、森林整備を行います。

4 環境保全協定

自主的な環境保全対策を事業者に促すため、環境保全協定を締結します。

5 節水等の推進

地下水保全の取組などを学び、事業活動において節水や水使用の合理化を実践します。

6 都市緑化への協力

市街地における豊かな緑の保全に取り組みます。ヒートアイランド対策として、緑のカーテンや庭木の植栽、プランターの設置などにより、事業所敷地の緑化を推進します。

コラム 地球温暖化対策と節水

蛇口をひねれば当たり前のように出てくる水ですが、その裏では多くのエネルギーが使われています。水を浄化し、各家庭に届けるまでには多くのポンプが使用され、電力が必要です。さらに使用後の下水を処理する際にも大量のエネルギーが消費されます。また、お湯を使う場合には、加熱のためのエネルギーが必要となり、その分、CO₂の排出量も増えてしまいます。

つまり「節水」は、水資源を守るだけでなく、エネルギー使用量の削減を通じて地球温暖化防止にもつながる行動です。

家庭の小さな節水の積み重ねが、二酸化炭素を減らすことにつながっていきます。

日々の生活の中でできることから、地球にやさしい行動を心がけていきましょう。



今すぐできる節水アクション

- ✓ シャワーヘッドや蛇口などに節水アイテムを使う
- ✓ お米を洗った水を再利用する
- ✓ お風呂のお湯の張りすぎに注意する
- ✓ 節水家電を選ぶ
- ✓ 洗濯物や食器などのまとめ洗いをする
- ✓ 溜めた雨水を庭木の水やりや家庭菜園などに活用する

出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>) より一部引用

【都市圏が取り組む施策】

① 豊かな森・海づくりの推進（○：実施、△：検討）

施策	事業例	熊本市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	南関町	長洲町	和水町	大津町	菊陽町	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町
1 森林整備事業	森林管理経営制度及び森林整備計画等に基づく適正な維持管理・整備、森林整備に関する補助事業 など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
2 環境保全協定による森林保全	環境保全協定の締結 など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
3 林業担い手育成	林業の就業者に対する知識・技術習得支援 など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
4 藻場・干潟の保全	干潟の環境保全、藻場の創出NPO及び漁協等と連携した保全活動の実施 など	△	△	-	-	△	△	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

② 環境に配慮した農林水産業の推進（○：実施、△：検討）

施策	事業例	熊本市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	南関町	長洲町	和水町	大津町	菊陽町	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町
1 環境保全型農業の推進	みどりの食料システム法の認定制度の普及促進 など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 バイオ炭の農地施用による土壌炭素貯留	バイオ炭の製造・施用等に係るスキーム構築 など	△	△	△	-	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	△	△	△	△
3 家畜排せつ物の有効活用	家畜排せつ物の堆肥化及びバイオマスエネルギーとしての活用 など	○	-	△	○	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	-

③ 節水等の推進（○：実施、△：検討）

施策	事業例	熊本市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	南関町	長洲町	和水町	大津町	菊陽町	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町
1 水資源保全意識の高揚	節水の取組、節水に関する講座開催 など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 雨水有効利用の促進	雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

④ 都市緑化の普及促進

施策		事業例	山鹿市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	南関町	長洲町	和水町	大津町	菊陽町	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町
1	民有地の緑化支援	屋上・壁面緑化等に対する支援、記念樹等の配布 など 公共施設の緑化事業、緑のじゅたん事業 など 花いっぱい運動、グリーンカーテンコンテストの開催 など		○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
2	公共施設における緑化推進			○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
3	緑化意識の高揚			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

基本方針 5 脱炭素につながる行動変容の促進と環境投資の推進

【現状と課題】

地球温暖化は、地域社会及び社会経済活動に深く関わっており、また、将来世代にも大きな影響を及ぼす問題です。このため、住民・事業者・行政等のすべての主体が参加・連携して、脱炭素の取組を進めていく必要があります。

事業活動においては、サプライチェーン全体における脱炭素の取組が求められるようになっており、脱炭素への対応が遅れると取引上のリスクとなる可能性があることから、中小企業にも早期の対応が求められています。また、国では脱炭素に関する先行投資支援と、炭素排出に対する賦課金・排出量取引制度を組み合わせた「成長志向型カーボンプライシング構想」が進められており、事業の持続可能性の観点から脱炭素に対応した事業活動への転換が重要となっています。

【施策の実施に関する指標・目標】

指標	現状 2024	目標	
		2030	2035
脱炭素化への取組を実施している住民の割合(%)	39	53	65
脱炭素化への取組を実施している事業者の割合(%)	32	48	61

※ 市町村別の現状・目標は資料編参照

【施策の効果】

施策区分	排出削減見込量 (万 t-CO ₂)		副次的効果
	2030	2035	
脱炭素につながるライフスタイルの普及促進	17.8	18.3	➤ 自然災害及び熱中症等、気候変動の影響に適応した安心安全な生活への転換
脱炭素経営・ビジネスの普及促進	0.03	0.05	➤ 事業活動の持続可能性向上（投資・人材獲得力等の強化）

【対策・施策の目指す方向性】

住民や事業者に対して、地球温暖化に関する情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイル及び脱炭素経営への転換を促進し、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指します。

【各主体の取組例】

行政の取組例

- 1 デコ活の普及拡大
デコ活に関する情報収集・情報発信を行い、再エネの利用や家庭エコ診断の受診等、家庭における脱炭素の取組の普及を図ります。
- 2 環境教育の推進
学童期等から気軽に環境について学ぶことができる機会・仕組みづくりに取り組みます。
- 3 環境教育イベントの開催
地球温暖化対策に関するイベントを開催することで、地球温暖化対策の認知度と環境意識の向上を図ります。
- 4 J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの推進
国内で運用されている J-クレジット制度³²の普及啓発や当該制度の活用促進に取り組みます。また、各市町村の環境イベントや事務事業で排出される温室効果ガスのカーボン・オフセットの取組を促進します。
- 5 脱炭素経営の普及拡大
金融機関等と連携し、事業者の脱炭素経営実現に向けた取組を支援します。
- 6 環境関連産業の活性化
豊富な太陽光エネルギーや水・緑といった地域特性を活かした環境関連産業の積極的な誘致・育成に取り組みます。

住民の取組例

- 1 環境教育やイベント等への参加
学校や地域で行われる環境教育やイベント等に参加し、地球温暖化対策に関する知識を学び、地域の人々と情報交換することで環境意識の向上を図ります。
- 2 自然環境の保全に向けた協力
温室効果ガスの吸収源対策となる植林活動や草原維持活動等に積極的に参加し、良好な自然環境の保全に協力します。
- 3 カーボン・オフセット活動への貢献
カーボン・オフセット付き商品やサービスなど、環境にやさしい商品を購入し、カーボン・オフセット活動に貢献します。

事業者の取組例

- 1 従業員等への環境教育の実施
省エネルギーや環境配慮に関する啓発を行うとともに、各事業所における環境行動を促進します。
- 2 環境教育イベントへの参加等
事業者自らが地球温暖化をテーマとした環境教育イベントに参加したり、開催したりすることで、地域全体の環境意識の向上を図ります。

³² 【J-クレジット制度】省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

3 J-クレジットの創出・活用

省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジット化し、ランニングコストの低減やPR効果による企業価値の向上を図ります。また、J-クレジットの購入をとおして、自ら排出する温室効果ガスをオフセットするとともに、森林保全活動や省エネルギー活動の促進に貢献します。

4 先進的デジタル技術の開発

生産性及び快適性の更なる向上等、新たな価値創出を実現する先進的デジタル技術(AI、IoT、ドローン、AR等)を活用したシステムの開発・実証を行い、脱炭素ビジネスの展開につなげます。

5 省エネルギー製品などの開発等

環境負荷を軽減する省エネルギー製品等の開発に係る事業を展開するとともに、住民がよりCO₂排出量が少ない製品を選択できるよう、カーボンフットプリント³³の把握・表示に取り組みます。

6 脱炭素経営への転換によるESG投資への対応

気候変動対策の視点を織り込んだ企業経営へ転換するとともに、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)を考慮した経営・事業活動を行うことで、ESG投資を呼び込みます。

コラム 日常生活でできるカーボン・オフセットへの貢献

カーボン・オフセットとは、自分たちの活動によって排出される二酸化炭素等の温室効果ガスをまず「知って」、可能な限り「減らして」、残りを別の方法で「埋め合わせ(オフセット)」する取組のことです。

例えば、

- ・電気・ガス・水道の家庭のエネルギー使用量を確認する
 - ・「うちエコ診断」(環境省)やCO₂診断ツールを活用し、自宅の排出量が見える化する
 - ・カーボン・オフセット付き商品(家電製品、衣服、航空券など)を選ぶ
- といった身近な方法があります。



カーボン・オフセットの3つのステップ

出典：環境省「カーボン・オフセット ガイドライン Ver.3.0」



出典：国立環境研究所、一般社団法人コード・フォー・ジャパン「個人のカーボンフットプリントを可視化するWebアプリケーション「じぶんごとプラネット」」(<https://www.jibungoto-planet.jp/>)

³³ 【カーボンフットプリント (Carbon Footprint of Products)】製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体をとおして排出される温室効果ガス排出量をCO₂排出量に換算し、製品に表示された数値もしくはそれを表示する仕組み。

【都市圏が取り組む施策】

① 脱炭素につながるライフスタイルの普及促進（○：実施、△：検討）

施策	事業例	熊本市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	南関町	長洲町	和水町	大津町	菊陽町	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町
1 脱炭素につながる活動「デコ活」の推進	「デコ活」に関する情報発信、参加型イベントの開催 など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 環境教育の推進	小中学校等における脱炭素に関する教育 など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 多様な主体と連携した脱炭素意識の啓発	メディアと連携した情報発信、商業施設及びスポーツ施設等での脱炭素イベントの開催 など	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 農林水産物の地産地消の推進	都市圏の農林水産物及び加工品に対する認知度向上 など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

② 脱炭素経営・ビジネスの普及促進（○：実施、△：検討）

施策	事業例	熊本市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	南関町	長洲町	和水町	大津町	菊陽町	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町
1 脱炭素経営の意識醸成・普及促進	金融機関等の関係機関と連携したセミナー開催 など	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
2 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の見える化促進	排出量の見える化に関する研修会の開催、排出量の見える化ツールの配布 など	○	○	○	-	○	○	○	△	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 エコアクション21等の普及促進	エコアクション21、SBT等に関する情報提供及び認証取得支援 など	○	○	○	-	△	○	○	△	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
4 推進パートナーナード制度による事業者の意識高揚	都市圏の取組に協賛する事業者の募集・公表 など	○	○	○	-	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
5 スマート農林水産業の普及促進	スマート農林水産業に関する研修及びセミナーの開催、農林水産業の実証・設備等導入支援 など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 炭素クレジットの創出及び利用促進	地域資源等を活用したJ-クレジットの創出、都市圏の脱炭素に資するクレジットの利用方法検討 など	○	○	○	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 脱炭素に向けた投資環境の整備	金融機関と連携したサステナブルファイナンスの策定・運用	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 脱炭素関連技術・産業の育成支援	地元事業者や大学等と連携した新たな技術開発やビジネス創出の支援、省エネ・再エネ・廃棄物等の脱炭素の進展に資する技術開発を行う事業者への資金・人材等の支援 など	○	△	○	-	△	○	○	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5-3 適応策に関する取組

適応策とは

適応策とは、地球温暖化や気候変動による悪影響を軽減するため、自然や社会のあり方を調整する対策のことです。

温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」とは対照的に、既に起きてしまっている、あるいは将来避けられない気候変動の影響に対処することを目的としています。

適応策の対象は、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系など、多岐に渡ります。

【適応策の例】

① 農業

高温でも育ち、品質を確保できる農作物を開発し、栽培する。

② 健康

熱中症を予防するため、小まめに水分を補給する。

③ 災害

台風や大雨による洪水・土砂崩れ等に備え、避難経路・避難所を確認しておく。

適応とは？

影響に備える



出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」
(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/tools/illustration.html>)

コラム 日常生活でできる適応策

ライフスタイルの適応

サステナブルファッションを取り入れる



家族と災害時のことについて話し合う



食の適応

買いすぎず、食べきる
(食品ロス削減)

規格外の野菜・果物を
食卓へ取り入れる



住まいの適応

エアコンと合わせてサーキュレーターを使う



洗濯物や食器などの
まとめ洗いをする



① 農林水産業分野

【都市圏で懸念される影響】

水稻	▷ 品質の低下、収量の減少
果樹	▷ 果実の着色不良・遅延による品質低下
病害虫・雑草等	▷ 病害発生の増加、雑草の分布域拡大による農作物の被害
農業生産基盤	▷ 農地被害リスクの増加

【農林水産業分野の適応策】

○ 水稻

気温上昇による生育・発達障害が懸念され、高温は水稻の品質（等級・ブランド品種）にも影響を与えることから、高温耐性品種の導入・普及を図ります。

また、長期の天候不順による生育不良や病害虫の発生が懸念されることから、ほ場における気象データのモニタリング、IoT 等を活用した農業の機械化などの対策を進めます。



○ 果樹

高温による着果不良の増加が懸念されることから技術指導等を行います。



○ 病害虫・雑草等

気温上昇によって、越冬しやすくなることによる害虫の増加等の影響が懸念されます。病害虫の種類や発生時期に応じた防除方法の見直し、気候変動に強い品種への転換等を推進します。

○ 農業施設・設備

降水量の変化により、水不足あるいは水害の発生が懸念され、自然的社会的要因で生じた農業用施設の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策を実施します。

また、河川に近接する農地の対策も必要であることに加えて、水害による農作物の流出や農業廃棄物の発生などが生じる恐れがあるため、水害による園芸施設への被害対策として、農業用ハウスの補強などの支援を行います。

② 水環境・水資源分野

【都市圏で懸念される影響】

水供給 (地表水・地下水)	▷ 渇水の頻繁化・長期化・深刻化
------------------	------------------

【水環境・水資源分野の適応策】

○ 水供給（地表水・地下水）

水の重要性について住民の関心・理解を深めるための教育及び普及啓発活動を実施します。

また、地下水量を保全するため、水源かん養林の整備、水田を活用した地下水かん養事業、雨水浸透施設の設置拡大を推進します。



③ 自然生態系分野

【都市圏で懸念される影響】

自然林・二次林	▷ 冬季の気温上昇等による生態系プロセスへの影響、分布適域の減少
分布・個体群数の変動（在来生物）	▷ 分布域の変化、ライフサイクル等の変化

【自然生態系分野の適応策】

○ 自然環境の把握

住民やNPO、事業者等と連携して、気候変動による在来種の動植物及び生態系の変化や、特定外来生物の侵入・定着状況を把握するとともに、ホームページ等で情報発信します。

○ 自然環境の保全

動植物の生息・生育の基盤となる里地里山、田園地帯の小水路、河川、河川敷・河畔林、湿地、まちなかの公園・緑地等、生物の往来に必要な生態系ネットワーク³⁴の形成を図ります。

イラストの出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」
(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/tools/illustration.html>)

³⁴ 【生態系ネットワーク】生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組のこと。

④ 自然災害・沿岸域分野

【都市圏で懸念される影響】

洪水	▷ 短時間強雨や大雨の発生による水害の発生
内水	▷ 極端な降水の頻度増加による内水氾濫リスクの増加
高潮・高波	▷ 海面水位上昇、台風の強度増加等による高潮・高波リスクの増大
土石流・地すべり等	▷ 山地の崩壊・がけ崩れ・土石流等の頻繁化

【自然災害・沿岸域分野の適応策】

○ 避難行動の周知

洪水・内水ハザードマップや、土砂災害ハザードマップの作成・更新を行うとともに、住民・事業者に広く周知し、地域の災害発生リスク及び安全な避難行動に対する理解促進を図ります。



○ 要配慮者利用施設の避難支援

洪水・内水氾濫や、土砂災害のおそれのある区域にある福祉施設や病院などの要配慮者利用施設を把握し、災害発生時の避難確保計画の作成を支援するとともに、避難情報の発令時における円滑な情報伝達を図ります。

○ 洪水防止対策

浸水被害を軽減し、流域の住民の安全を守るため、川幅の拡幅や川底の掘り下げ等の改修工事を行います。

また、雨水貯留施設の設置を拡大することで、下水道に流れ込む雨水を一時的に貯留し、浸水被害を軽減します。



⑤ 健康分野

【都市圏で懸念される影響】

死亡リスク等	▷ 気温の上昇による超過死亡の増加
熱中症等	▷ 夏季の気温上昇による熱中症患者数の増加
大気汚染	▷ 気温上昇と生成反応の促進等により、大気中のオキシダント等の濃度増加による健康に影響するリスクが増加

【健康分野の適応策】

○ 暑熱対策

関係機関と連携して、熱中症対策に関する情報提供や注意喚起を行います。

また、市町村が独自に設置する熱中症予防休憩所や、熱中症特別警戒情報発表時に解放されるクーリングシェルの利用を促します。

○ 感染症対策

蚊などの感染症を媒介する動物や感染症の発生動向を把握し、必要に応じて情報提供や注意喚起を行い、感染症の予防を図ります。



○ 大気汚染物質のモニタリング

大気環境のモニタリングを行い、光化学オキシダント等が高濃度となる場合は、注意報や健康被害防止に向けた行動を周知します。

⑥ 産業・経済活動、生活分野

【都市圏で懸念される影響】

水道、交通等	▷ 大雨や台風による交通網やライフラインの寸断
暑熱による生活への影響等	▷ 気温上昇及びヒートアイランド現象による昇温、暑さ指数（WBGT）の上昇

【産業・経済活動、生活分野の適応策】

○ 経済活動の機能不全に対する備え

関係機関と連携して、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画や BCP の普及啓発及び計画策定支援に取り組み、中小企業の防災力強化を図ります。

○ 非常用電源の確保

災害時の停電リスクに備えるため、住宅・事業所・避難所等への太陽光発電や蓄電池等の導入を促進します。

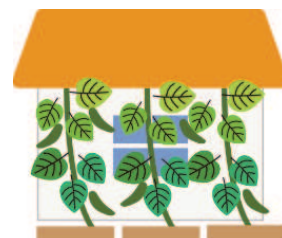
○ ヒートアイランド現象の緩和

建築物の緑化、街路樹の整備など、市街地の緑化を推進します。

また、自動車からの排熱を軽減するため、渋滞の緩和対策、公共交通機関の利用促進等に取り組みます。

○ 気候変動に適応したライフスタイルへの転換

緑のカーテンの活用や、省エネルギー機器等の導入を推進し、暑熱環境に適応したライフスタイルの普及に努めます。



イラストの出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」
(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/tools/illustration.html>)

第6章 地域脱炭素化促進事業

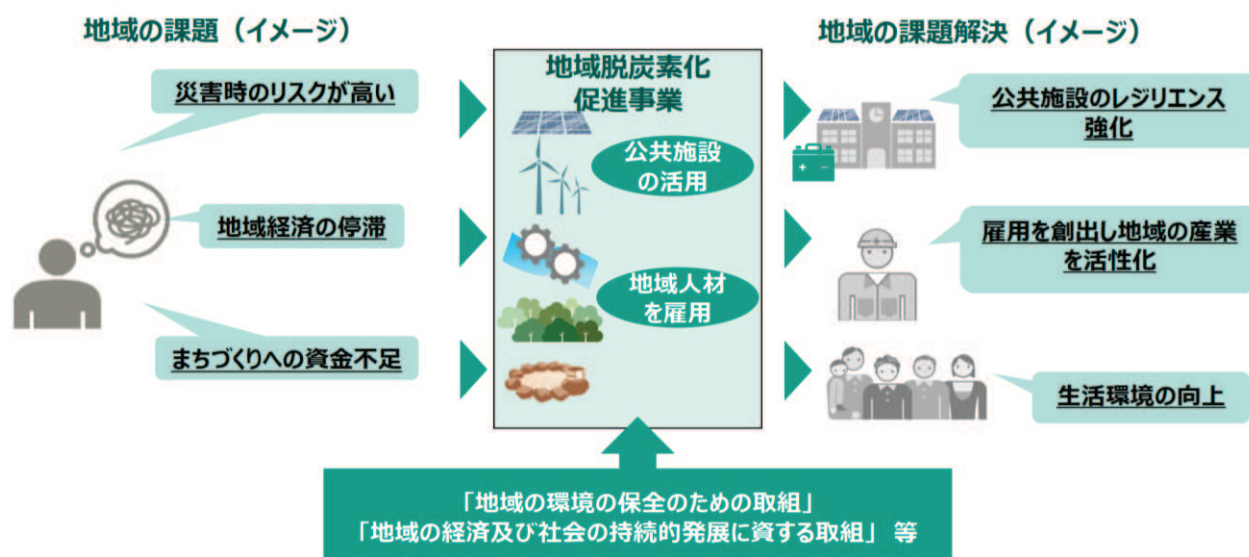
6-1 地域脱炭素化促進事業とは

温対法第21条第5項により、市町村は、地域の地球温暖化対策に係る計画の策定において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることが求められています（努力義務）。

地域脱炭素化促進事業とは、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものと定義されています。

本計画では、地域脱炭素化促進事業の創出を推進し、地域と共生し地域に裨益する再エネ事業の導入促進を図ります。

■ 地域脱炭素化促進事業のイメージ



出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業 Ver.2.0 令和7年3月）」

6-2 都市圏における地域脱炭素化促進事業

本項では、地域脱炭素化促進事業に関し、都市圏共通の設定方針を記載します。具体的な設定基準及び考え方については、各市町村で個別に検討しました。市町村ごとの地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）は、「別紙 熊本連携中枢都市圏における地域脱炭素化促進事業」に記載しています。

また、（３）における地域脱炭素化促進施設の規模、（４）～（６）の取組について、各市町村が固有に設定する場合は、「別紙 熊本連携中枢都市圏における地域脱炭素化促進事業」に記載します。

（１） 地域脱炭素化促進事業の目標

都市圏における地域脱炭素化促進事業の認定件数の目標について、以下のとおり定めます。

■ 地域脱炭素化促進事業の目標

指標	現状 (2025 年度)	目標 (2035 年度)
地域脱炭素化促進事業の認定件数（件）	0	3

（２） 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

① 促進区域設定の考え方

促進区域は、「公有地・公共施設活用型」「地区・街区指定型」「事業者提案型」の区分で設定します。

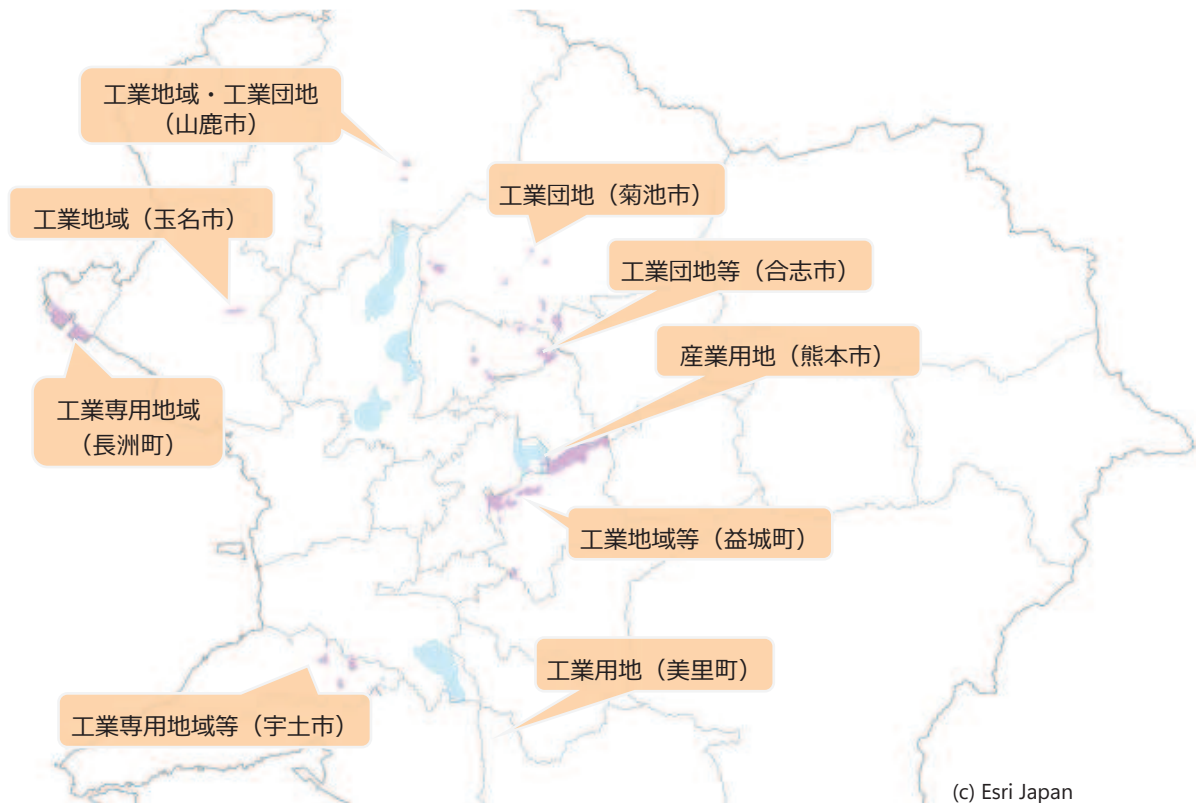
■ 都市圏における促進区域の設定区分

区分	内容
公有地・公共施設活用型	市町村が有する土地・施設等を対象とし、再エネ導入による平常時の自家消費及び災害時のエネルギー確保を実施
地区・街区指定型	工業施設や商業施設など、エネルギー需要が高い施設が集積する地域を対象とし、再エネ導入及びエネルギーの自家消費を重点的に行うエリアとして設定
事業者提案型	住民及び事業者による提案により、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定

② 都市圏における促進区域

都市圏の促進区域について、代表的な区域を以下に示します。

■ 都市圏における促進区域：地区・街区指定型



出典：国土地理院発行の数値地図（国土基本情報）及び
ESRI ジャパンの全国市区町村界データを加工して作成

（３） 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

地域脱炭素化促進施設の種類の、都市圏におけるポテンシャルが最も高い太陽光発電とします。

地域脱炭素化促進施設の規模は、促進区域及び事業の状況に応じて、地域の環境の保全等に配慮した適切な規模とします。

（４） 地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ、以下の取組を実施する必要があります。

■ 地域の脱炭素化のための取組

区分	内容
再生可能エネルギーの 地産地消	発電で得られた電気を自家消費するとともに、余剰電力は都市圏域の住民や事業者が利用するエネルギーとして活用すること
モビリティの脱炭素化	再エネ電気を活用した電動車の導入等、モビリティの脱炭素化に資する取組を実施すること

(5) 地域の環境の保全のための取組

地域脱炭素化促進事業の認定を受けようとする事業者は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準」太陽光－表3及び太陽光－表4に定められた、環境の保全に適切に配慮するための措置を講じる必要があります。

加えて、促進区域が含まれる市町村の条例に従い、取組を実施する必要があります。

(6) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

地域脱炭素化促進事業に求める地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組事項を以下のとおり定めます。地域脱炭素化促進事業の認定を受けようとする事業者は、事業計画において以下の取組事項に関する具体的な取組を設定する必要があります。

■ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

区分	内容
① 地域の経済活性化に資する取組	✓ 地域新電力等と連携し域内に安価な再エネ電力を供給することで、域内の経済循環を推進する ✓ 地域脱炭素化促進施設の施工・運用において地元事業者と協働体制を構築する ✓ 地域脱炭素化促進施設の保守点検等に携わる地元人材を育成し雇用を創出する ✓ ファイナンス主体として、地域金融機関や地域住民の事業参画を促す
② 地域の課題解決に資する取組	✓ 再エネ電力をEVシェアリング、グリーンスローモビリティの電源として供給する ✓ 事業収益の一部を市町村が設置する地域振興等に係る基金へ寄附する
③ 地域の防災対策の推進に資する取組	✓ 再エネ電力を非常時の災害用電源として地域へ供給する

7-1 推進体制

本計画の推進体制は、以下のとおりです。

各市町村の政策会議等において、庁内調整を行った後、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策連絡会議」で都市圏全体での協議を経て、外部委員で構成する「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会」へ報告します。

また、委員会からの助言等を踏まえ、市民、事業者、市民団体、大学等研究機関、国・県、さらには熊本県・熊本市地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員等との連携を図りながら、本計画の削減目標達成に向け取り組みます。

■ 推進体制の役割

○ 各市町村の庁内体制

各市町村では庁内推進部局を中心に、施策の進捗状況を確認するとともに温室効果ガス削減量を算定します。また、庁内での政策会議等で計画の進捗状況の点検評価を行いながら、適宜施策の検討や見直しを行います。

○ 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策連絡会議

各市町村の温暖化対策担当部局で構成する「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策連絡会議」において、計画の進捗状況及び温室効果ガス排出量の点検・評価を行います。また、都市圏全体で情報を共有するとともに、削減目標に向けた課題を整理し、更なる連携策等の検討を行います。

○ 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会

国、県、有識者、市民・事業者の代表、市民団体等により構成する「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会」において、都市圏域全体の温暖化対策の進捗状況や温室効果ガス排出量を報告し、それぞれの立場から計画推進に向けた助言等をいただきます。

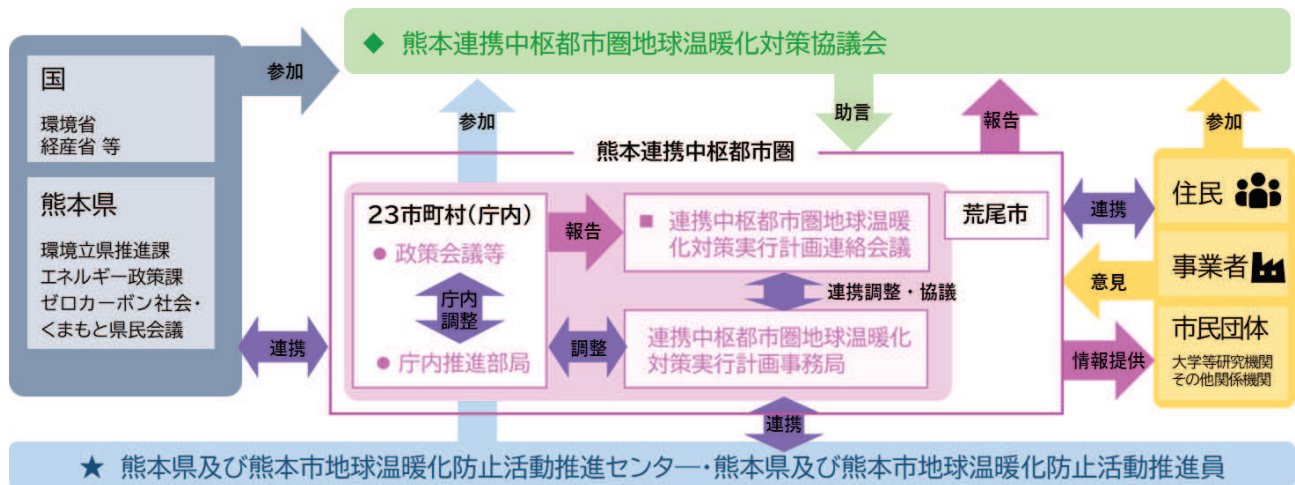
○ 熊本県及び熊本市地球温暖化防止活動推進センター、熊本県及び熊本市地球温暖化防止活動推進員との連携

熊本県及び熊本市には、それぞれ地球温暖化防止活動推進センターが設置され、地球温暖化防止活動推進員が委嘱されています。推進センターや推進員は、地球温暖化の現状や温暖化対策の重要性についての住民への啓発活動や、住民・事業者・民間の団体等の温暖化対策に係る活動支援や助言を行うなど、温暖化防止に寄与する活動を進めており、これらの関係者相互の更なる連携を促進し、本計画の推進を図ります。

○ 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画事務局

熊本市に「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画事務局」を設置し、各市町村の温暖化対策の進捗状況や温室効果ガス排出量などを管理し、都市圏域全体として計画を実行していくための連絡調整に係る事務を行います。

■ 推進体制図



7-2 進捗管理

(1) 施策の進め方

本計画に掲げる緩和策及び適応策については、各市町村におけるこれまでの取組実績や地域特性を生かして事業化に取り組む「実施事業」とともに、現時点では実施は難しいものの、将来の実施を見据えて検討を進める「検討事業」も推進していきます。なお、この「検討事業」は事業化となった時点で「実施事業」へ移行します。

また、すべての事業について、毎年度、進捗状況等を検証しながら推進と拡大を図っていきます。

(2) PDCAサイクルによる進捗管理

進捗管理はPDCAサイクルにより行います。このPDCAサイクルは2つのサイクルで構成します。

○ 各市町村の庁内でのPDCAサイクル

各市町村における緩和策・適応策の進捗状況の点検・評価や温室効果ガス排出量の算定等を実施し、必要に応じて取組内容の見直し等を検討します。

○ 都市圏全体でのPDCAサイクル

各市町村の進捗状況や削減量等を取りまとめ、都市圏域全体での緩和策・適応策の進捗状況や温室効果ガス排出量等の検証を行います。

1 市町村ごとの地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定状況

熊本連携中枢都市圏（荒尾市を除く）における促進区域の設定状況は以下のとおりです。

■ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定状況

区分	公有地・公共施設活用型	地区・街区指定型
熊本市	○	○
玉名市	—	○
山鹿市	○	○
菊池市	—	○
宇土市	○	○
宇城市	—	—
阿蘇市	—	—
合志市	○	○
美里町	—	○
玉東町	—	—
南関町	—	—
長洲町	—	○
和水町	—	—
大津町	—	—
菊陽町	—	—
高森町	—	—
西原村	—	—
南阿蘇村	—	—
御船町	—	—
嘉島町	—	—
益城町	○	○
甲佐町	○	—
山都町	—	—

(1) 公有地・公共施設に関する促進区域

① 公有地・公共施設に関する促進区域の設定状況

公有地・公共施設に関する促進区域の設定状況は以下のとおりです。

■ 公有地・公共施設に関する促進区域の設定状況

「○」：促進区域を設定 「－」：促進区域の設定なし

区分	庁舎	学校	未利用地	その他
	本庁舎、区役所、出張所等	学校の校舎・体育館	最終処分場跡地等	配水池、消防署、市民・町民センター等
熊本市	○	○	－	○
玉名市	－	－	－	－
山鹿市	－	○	－	○
菊池市	－	－	－	－
宇土市	○	○	－	－
宇城市	－	－	－	－
阿蘇市	－	－	－	－
合志市	○	○	－	○
美里町	－	－	－	－
玉東町	－	－	－	－
南関町	－	－	－	－
長洲町	－	－	－	－
和水町	－	－	－	－
大津町	－	－	－	－
菊陽町	－	－	－	－
高森町	－	－	－	－
西原村	－	－	－	－
南阿蘇村	－	－	－	－
御船町	－	－	－	－
嘉島町	－	－	－	－
益城町	○	○	－	－
甲佐町	○	○	－	○
山都町	－	－	－	－

② 促進区域に設定する公有地・公共施設

促進区域に設定する公有地・公共施設は以下のとおりです。

■ 促進区域に設定する公有地・公共施設

市町村	区分	公有地・公共施設
熊本市	庁舎敷地内	本庁舎、各区役所
	学校敷地内	全ての市立小学校・中学校・高校
	その他敷地内	配水池、消防署、企業局（病院局・上下水道局・交通局）、指定管理者制度導入施設 等
山鹿市	学校敷地内	山鹿小学校、八幡小学校、鹿北小学校、菊鹿小学校、鹿本小学校、めのだけ小学校 山鹿中学校、鹿北中学校、菊鹿中学校、鹿本中学校
	その他敷地内	山鹿市民医療センター、各水源配水池
宇土市	庁舎敷地内	本庁舎、支所
	学校敷地内	花園小学校、網田中学校、走潟小学校の校舎
合志市	庁舎敷地内	本庁舎、各支所
	学校敷地内	全ての市立小学校・中学校
	その他敷地内	水道局（配水池・下水処理場）、給食センター施設 等
益城町	庁舎敷地内	本庁舎
	学校敷地内	全ての町立小学校・中学校
甲佐町	庁舎敷地内	本庁舎
	学校敷地内	全ての町立小学校・中学校
	その他敷地内	甲佐町総合福祉センター、白旗福祉ふれあいセンター、龍野福祉ふれあいセンター、乙女高齢者福祉センター

※ 公有地・公共施設に関する詳細な情報は各市町に確認のこと。

(2) 地区・街区に関する促進区域の設定状況

① 地区・街区に関する促進区域の設定状況

地区・街区に関する促進区域の設定状況は以下のとおりです。

■ 地区・街区を促進区域に設定している市町村

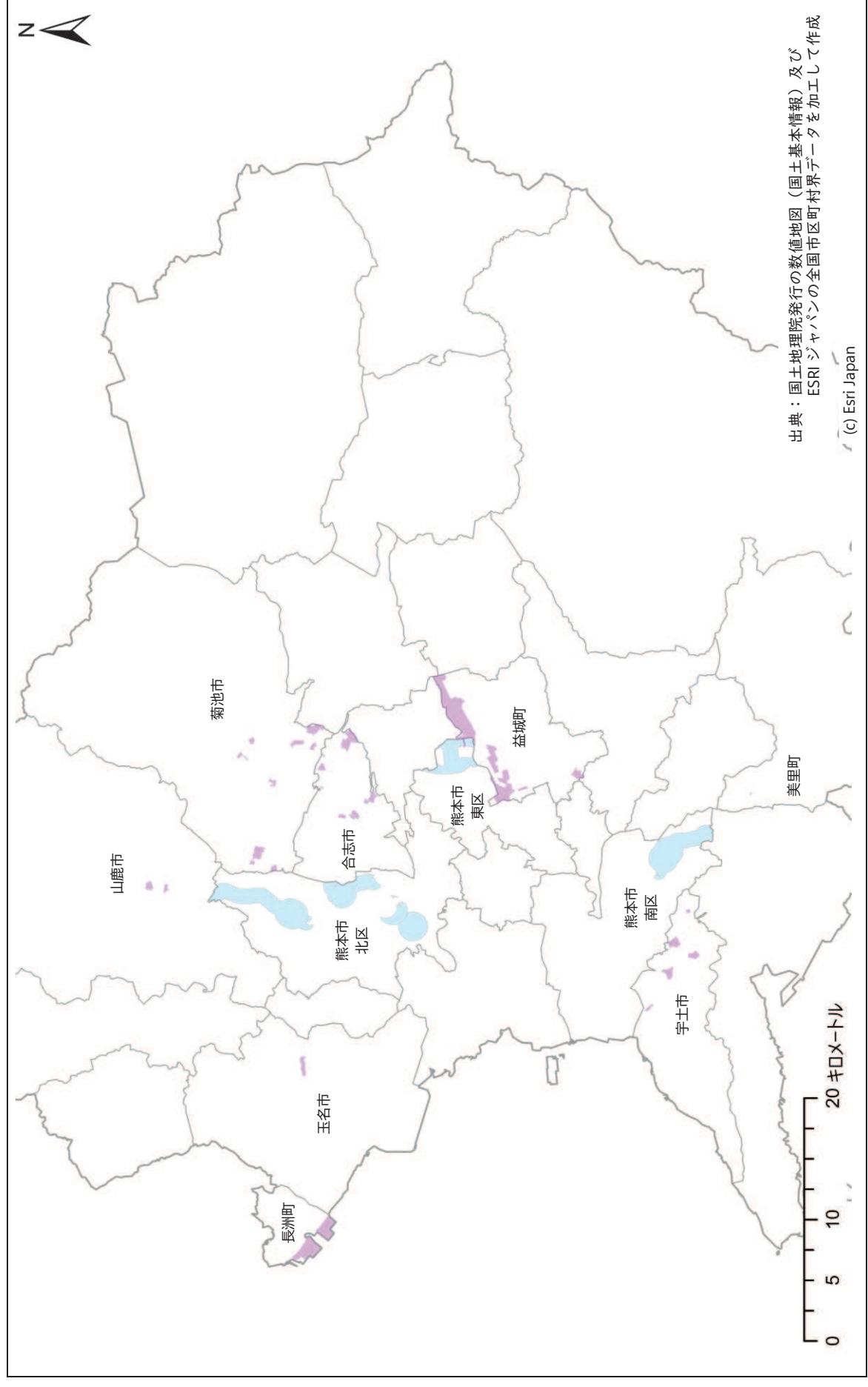
「○」：促進区域を設定 「－」：促進区域の設定なし

市町村	工業施設地域等			未利用地
	工業専用地域 (用途地域)	工業地域 (用途地域)	その他 (工業団地等)	
熊本市	－	－	－	○
玉名市	－	○	－	－
山鹿市	－	○	○	－
菊池市	－	－	○	－
宇土市	○	○	○	－
宇城市	－	－	－	－
阿蘇市	－	－	－	－
合志市	－	○	○	－
美里町	－	－	○	－
玉東町	－	－	－	－
南関町	－	－	－	－
長洲町	○	－	－	－
和水町	－	－	－	－
大津町	－	－	－	－
菊陽町	－	－	－	－
高森町	－	－	－	－
西原村	－	－	－	－
南阿蘇村	－	－	－	－
御船町	－	－	－	－
嘉島町	－	－	－	－
益城町	－	○	○	○
甲佐町	－	－	－	－
山都町	－	－	－	－

② 促進区域に設定する地区・街区

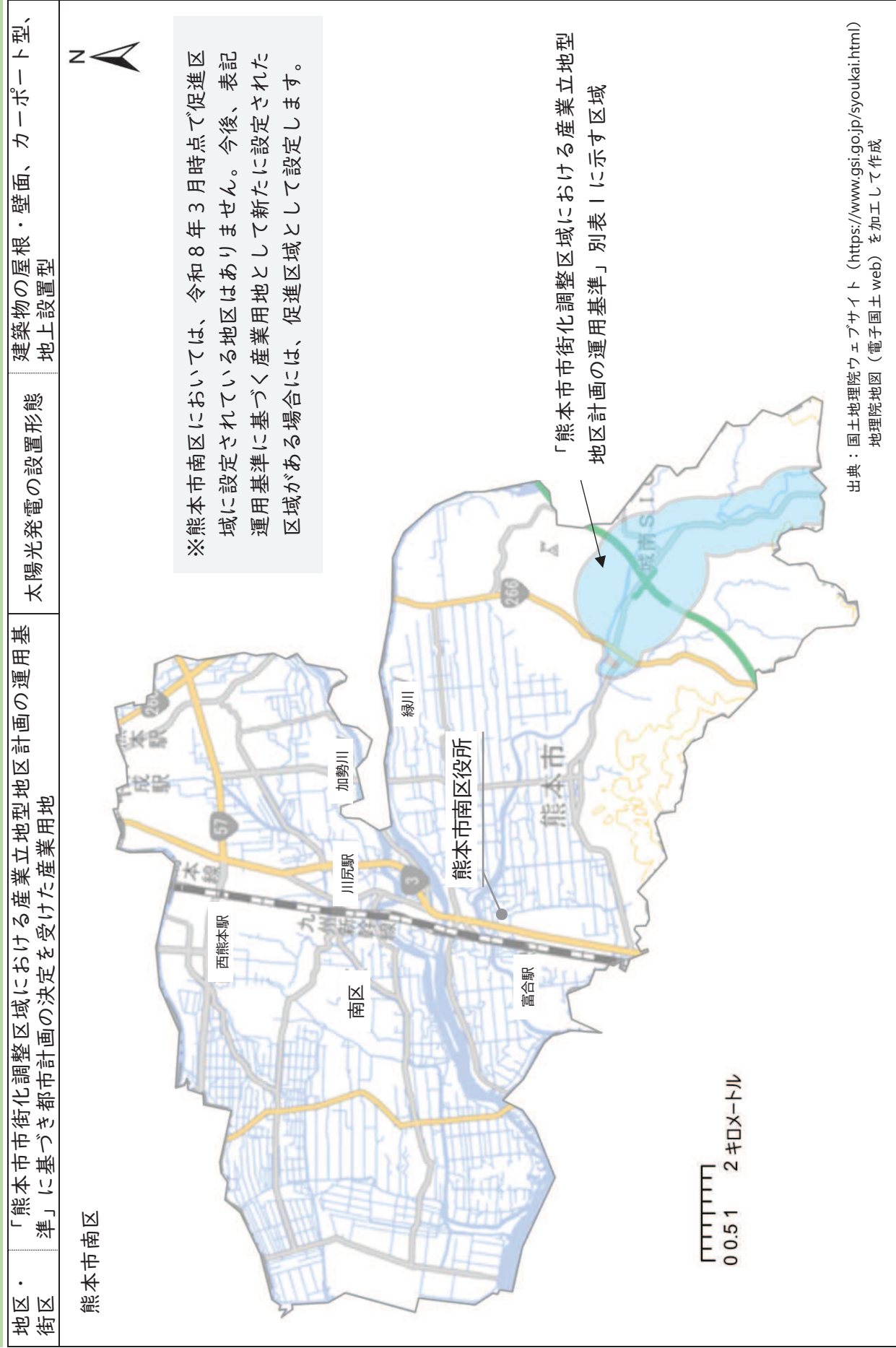
促進区域に設定されている地区・街区は次ページのとおりです。

都市圏全体 促進区域に設定する地区・街区

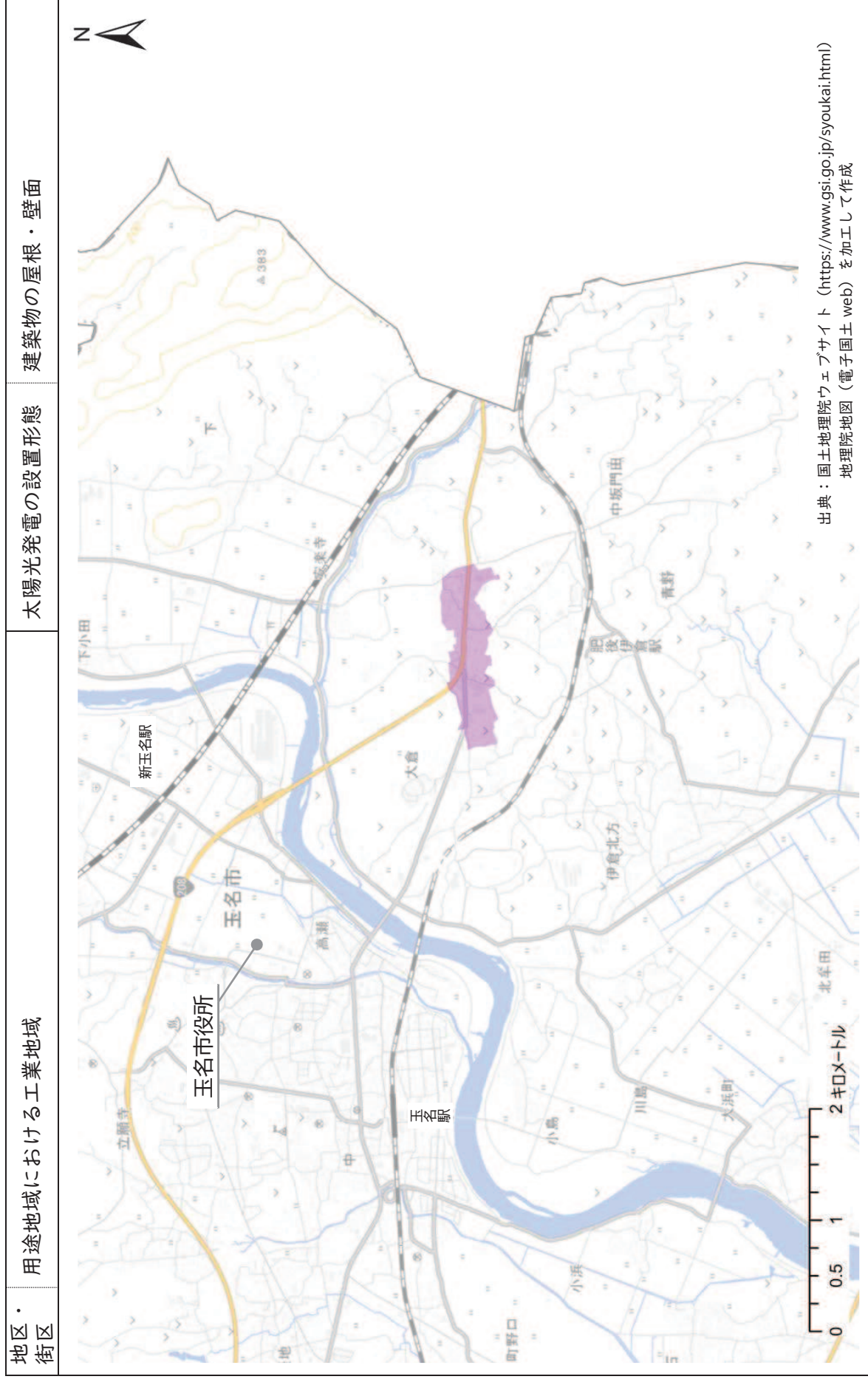


熊本市 促進区域に設定する地区・街区



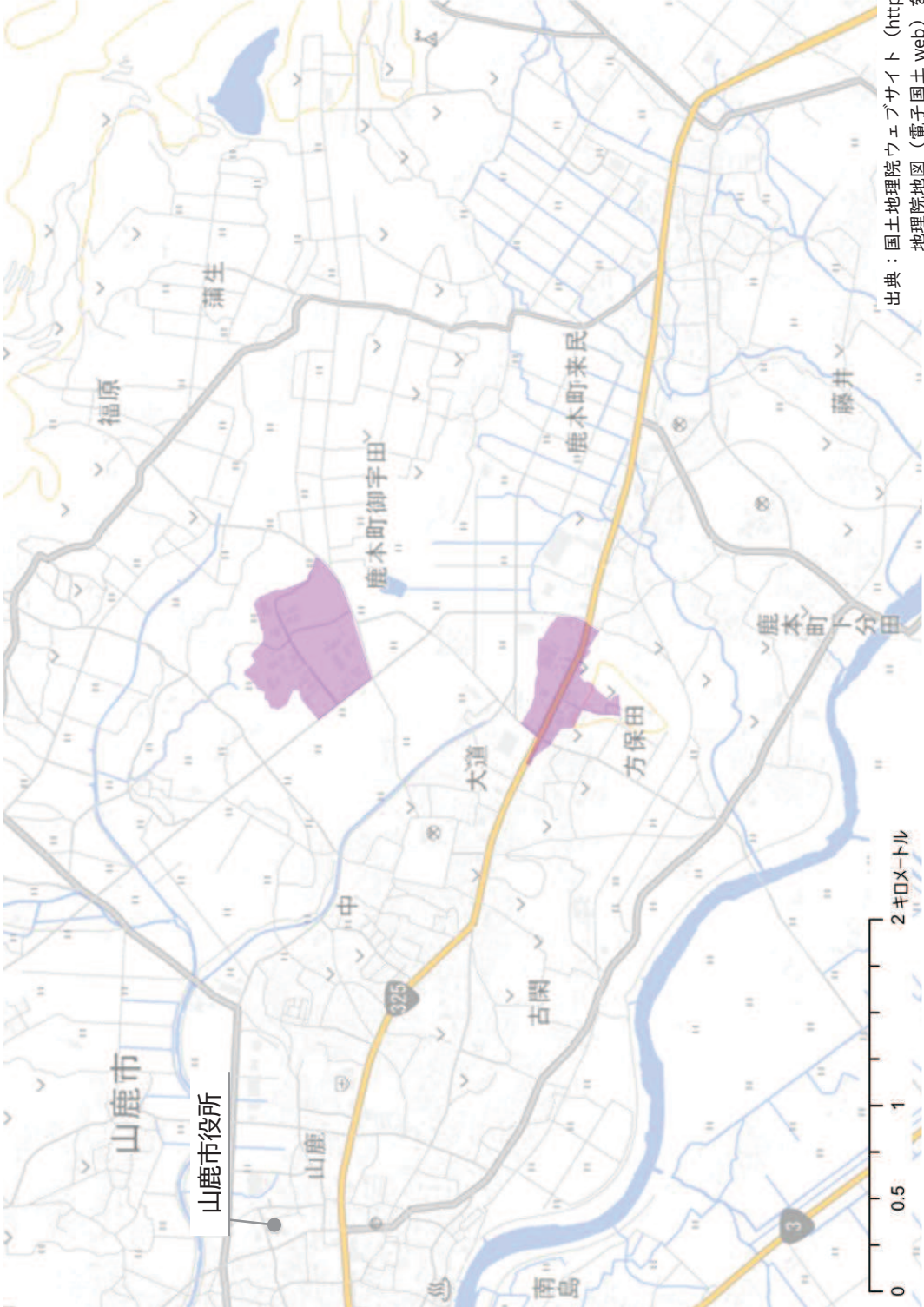


玉名市 促進区域に設定する地区・街区



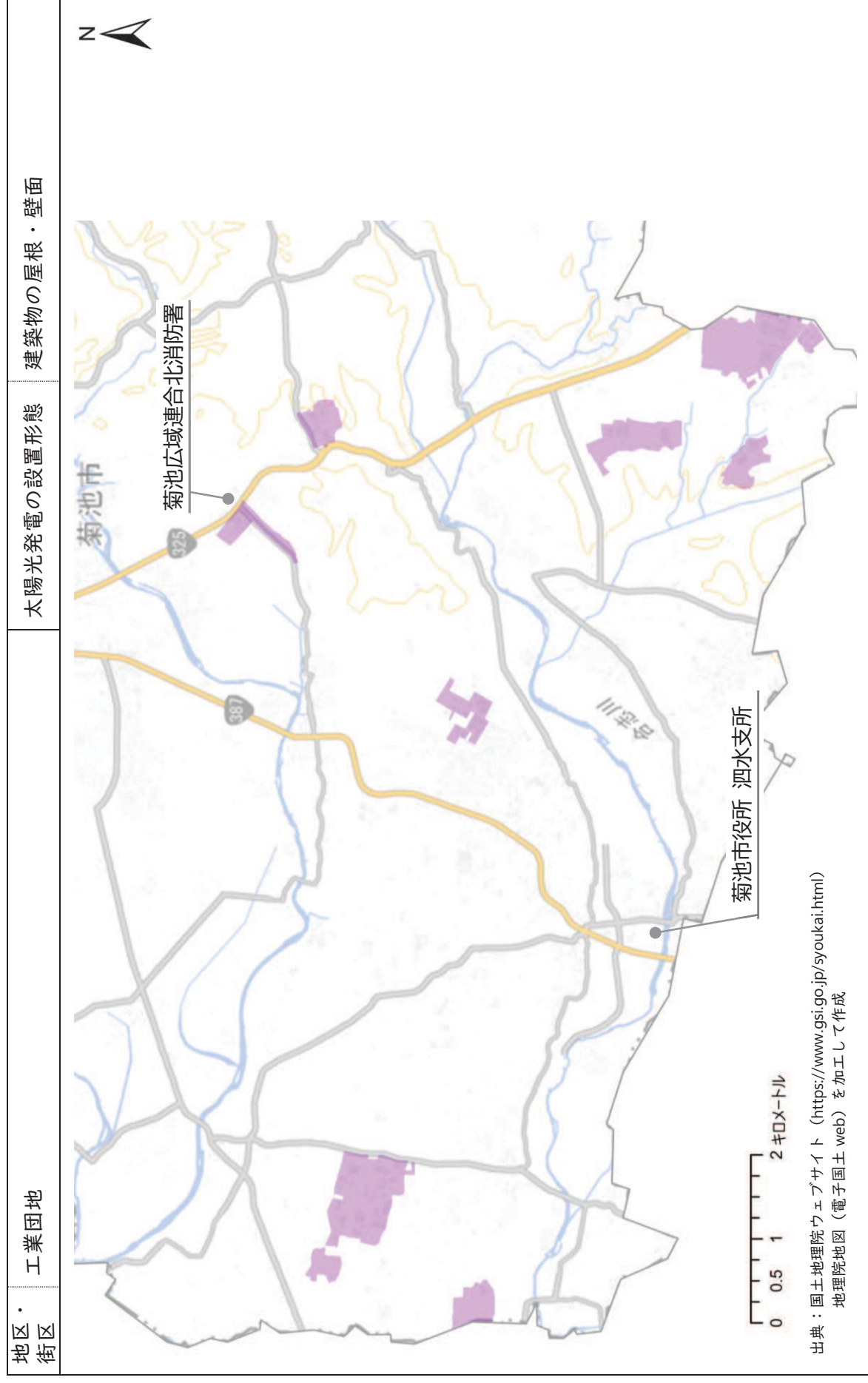
出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/syoutkai.html>)
 地理院地図（電子国土 web）を加工して作成

山鹿市 促進区域に設定する地区・街区

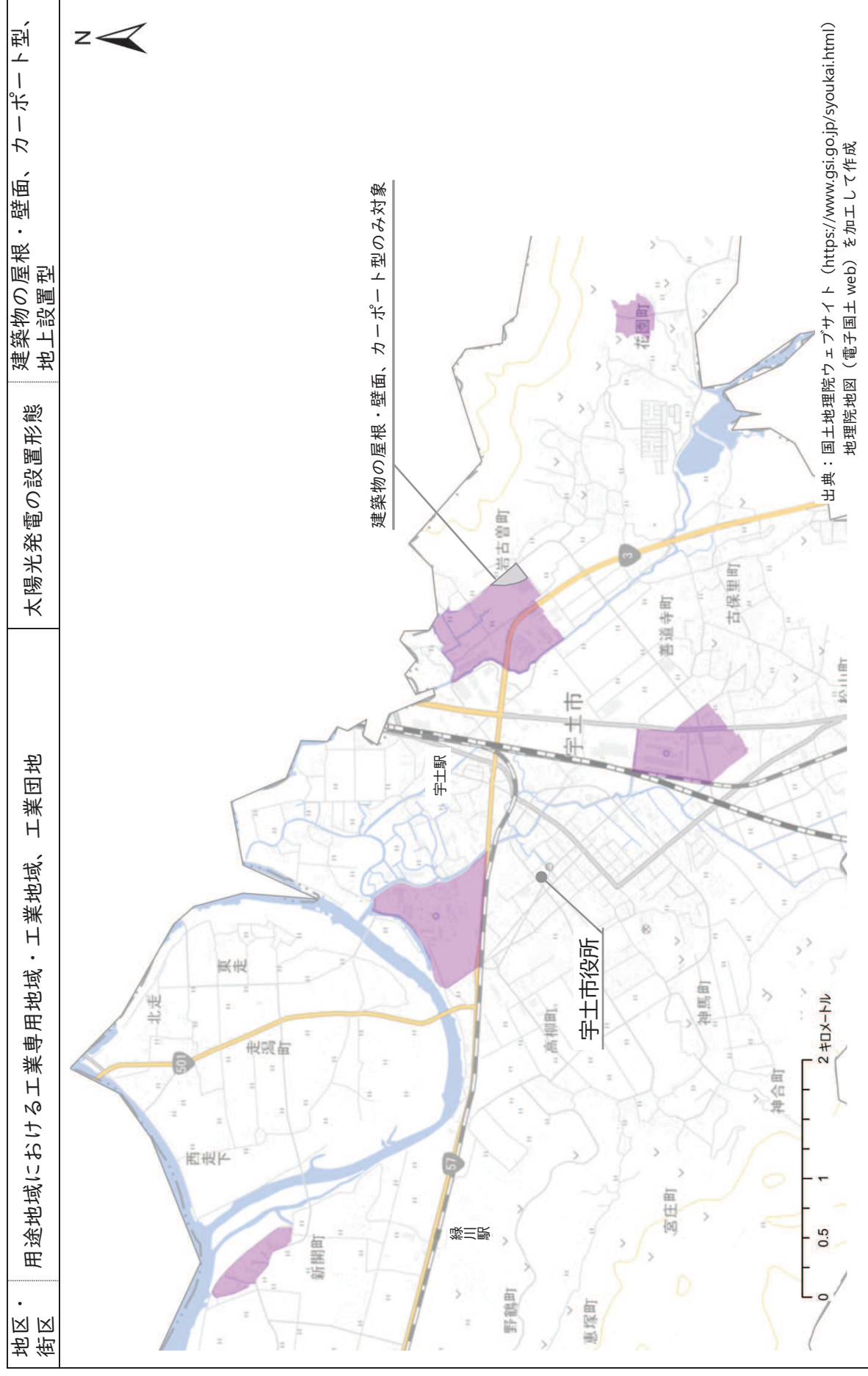
地区・街区	用途地域における工業地域、山鹿市東部工業団地	太陽光発電の設置形態	建築物の屋根・壁面、カーポート型
			

出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/syokukai.html>)
 地理院地図（電子国土 web）を加工して作成

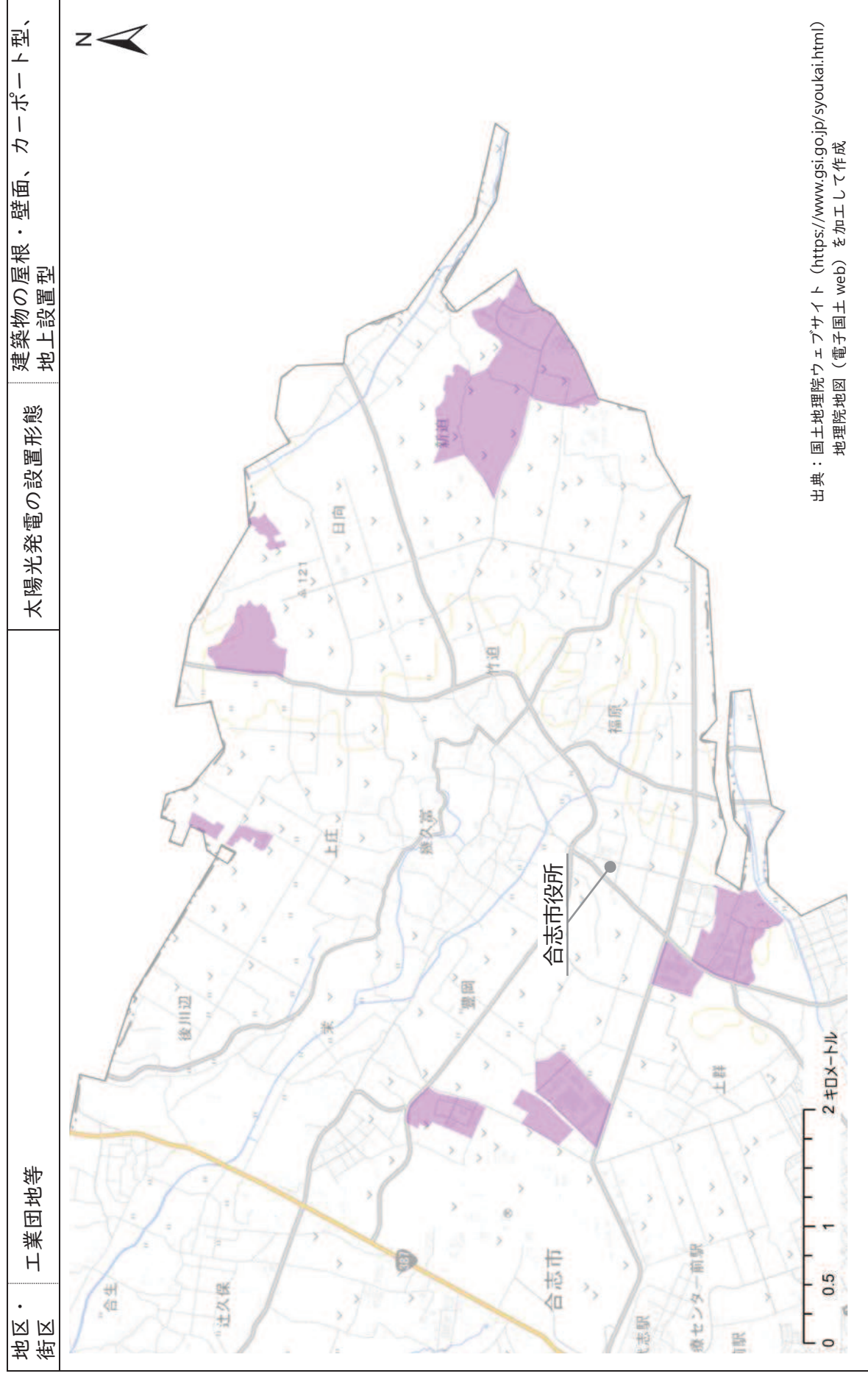
菊池市 促進区域に設定する地区・街区



宇土市 促進区域に設定する地区・街区

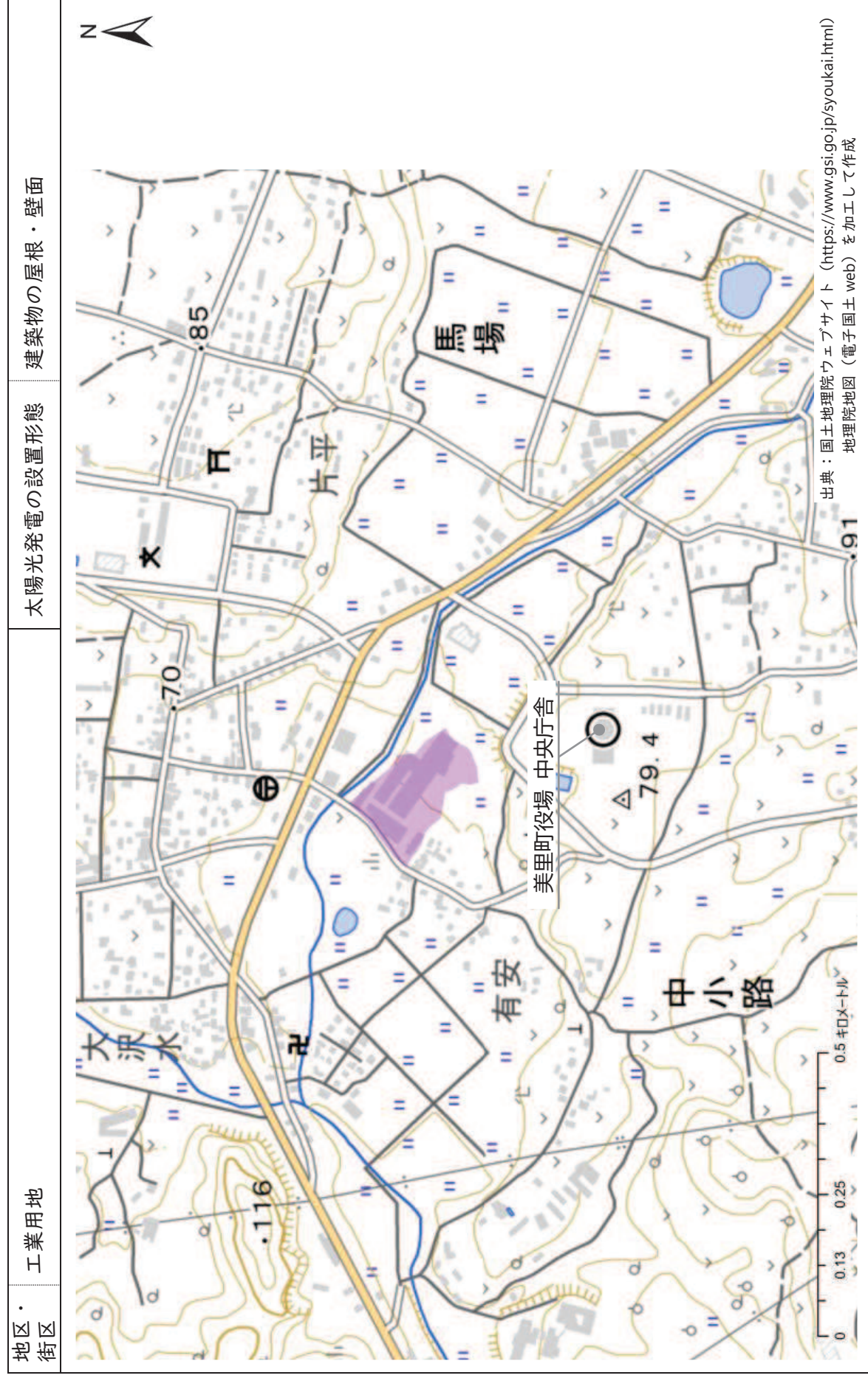


合志市 促進区域に設定する地区・街区

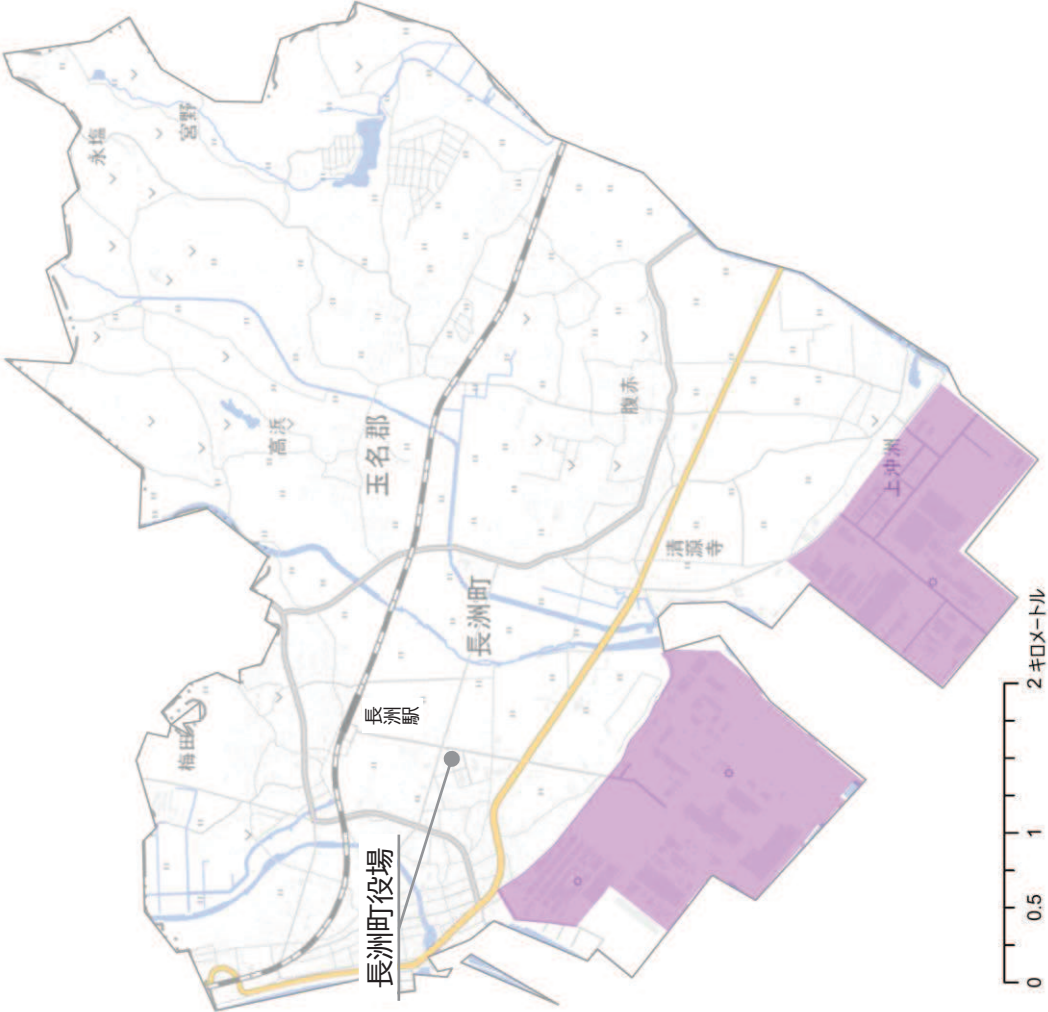


出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/syoutkai.html>)
 地理院地図（電子国土 web）を加えて作成

美里町 促進区域に設定する地区・街区

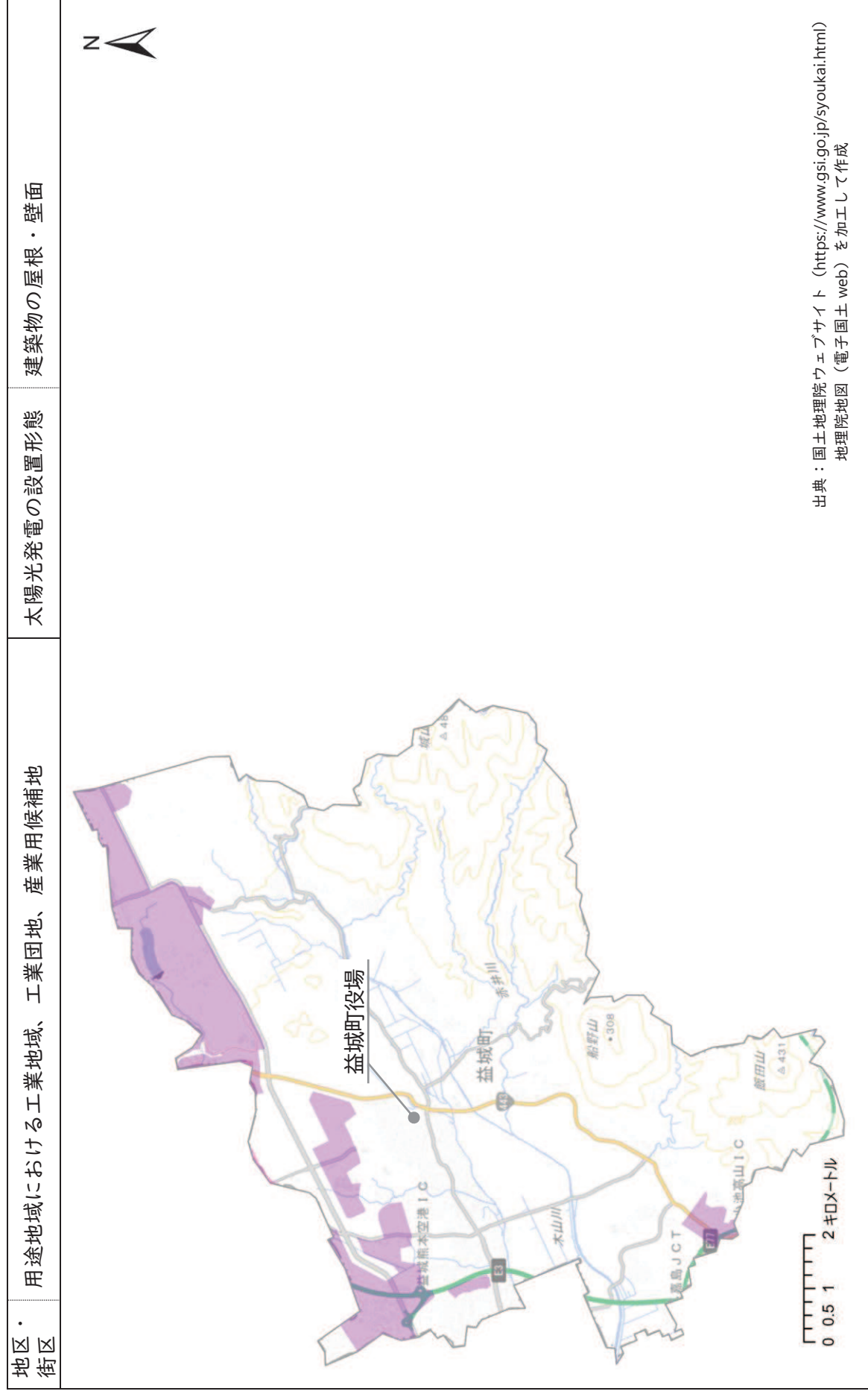


長洲町 促進区域に設定する地区・街区

地区・街区	用途地域における工業専用地域	太陽光発電の設置形態	建築物の屋根・壁面、カーポート型
			

出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/syoukai.html>)
 地理院地図 (電子国土 web) を加工して作成

益城町 促進区域に設定する地区・街区



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/syokukai.html>)
 地理院地図（電子国土 web）を加工して作成

(3) 事業者提案型に関する促進区域の設定状況

事業者提案型の促進区域については、各市町村において事業の実施場所及び事業内容を精査し、地域裨益型の再エネ導入であると判断される場合、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定め、公表します。

※令和8年3月時点において、地域脱炭素化促進事業に関する事業者提案型（住民及び事業者による提案により、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定）の促進区域を設定している市町村はありません。

2 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の規模

地域脱炭素化促進施設の規模として、各市町村が固有に設定する内容は以下のとおりです。

※令和 8 年 3 月時点において、固有の規模を設定している市町村はありません。

3 地域の脱炭素化のための取組

地域の脱炭素化のための取組として、各市町村が固有に設定する内容は以下のとおりです。

※令和 8 年 3 月時点において、固有の取組を設定している市町村はありません。

4 地域の環境の保全のための取組

地域の環境の保全のための取組として、各市町村が固有に設定する内容は以下のとおりです。

※令和 8 年 3 月時点において、固有の取組を設定している市町村はありません。

5 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組として、各市町村が固有に設定する内容は以下のとおりです。

※令和 8 年 3 月時点において、固有の取組を設定している市町村はありません。

第2次熊本連携中枢都市圏 地球温暖化対策実行計画 資料編

目 次

資料 1	市町村の温室効果ガス排出削減目標.....	1
資料 2	施策の実施に関する市町村の目標	3
資料 3	本計画の策定経緯.....	9
資料 4	住民アンケート調査の結果.....	10
資料 5	事業者アンケート調査の結果.....	16
資料 6	こども向けワークショップ等の結果.....	22
資料 7	関連する主な法令等.....	34
資料 8	関連する市町村の上位計画.....	40

資料1 市町村の温室効果ガス排出削減目標

平成25年度（2013年度）以降に排出量が増加している部門等については、令和12年度（2030年度）の排出量が平成25年度（2013年度）の排出量を上回る場合があります。

市町村	部門等	2013 (万t-CO ₂)	2030	
			削減目標	万t-CO ₂
熊本市	産業	61.8	44%削減	34.5
	業務その他	165.8	62%削減	63.6
	家庭	153.2	72%削減	43.3
	運輸	118.4	23%削減	91.3
	廃棄物	13.4	48%削減	7.0
	農業	7.8	9%削減	7.1
	その他	5.3	-2%削減	5.4
	合計	525.6	52%削減	252.3
玉名市	産業	7.5	16%削減	6.3
	業務その他	9.7	60%削減	3.9
	家庭	12.1	76%削減	2.9
	運輸	12.9	37%削減	8.1
	廃棄物	0.64	11%削減	0.57
	農業	3.8	11%削減	3.4
	その他	0.10	30%削減	0.07
	合計	46.7	46%削減	25.2
山鹿市	産業	9.7	56%削減	4.3
	業務その他	8.1	63%削減	3.0
	家庭	9.6	76%削減	2.3
	運輸	10.9	33%削減	7.3
	廃棄物	0.63	16%削減	0.53
	農業	4.5	4%削減	4.3
	その他	0.08	25%削減	0.06
	合計	43.5	50%削減	21.8
菊池市	産業	18.9	63%削減	6.9
	業務その他	7.3	68%削減	2.3
	家庭	8.4	81%削減	1.6
	運輸	10.5	44%削減	5.9
	廃棄物	0.24	-8%削減	0.26
	農業	18.0	12%削減	15.8
	その他	3.6	3%削減	3.5
	合計	66.9	46%削減	36.1
宇土市	産業	16.2	41%削減	9.6
	業務その他	5.0	72%削減	1.4
	家庭	6.5	75%削減	1.6
	運輸	7.7	42%削減	4.5
	廃棄物	0.51	6%削減	0.48
	農業	0.67	25%削減	0.50
	その他	0.51	6%削減	0.48
	合計	37.1	50%削減	18.6
宇城市	産業	15.5	47%削減	8.2
	業務その他	9.4	61%削減	3.7
	家庭	10.6	73%削減	2.9
	運輸	11.4	19%削減	9.2
	廃棄物	0.84	-4%削減	0.87
	農業	2.9	14%削減	2.5
	その他	0.09	22%削減	0.07
	合計	50.7	46%削減	27.4
阿蘇市	産業	8.9	57%削減	3.8
	業務その他	5.1	75%削減	1.3
	家庭	4.9	80%削減	1.0
	運輸	5.8	47%削減	3.1
	廃棄物	0.08	13%削減	0.07
	農業	7.1	7%削減	6.6
	その他	0.05	20%削減	0.04
	合計	32.0	50%削減	16.0
合志市	産業	24.5	45%削減	13.5
	業務その他	6.2	63%削減	2.3
	家庭	9.9	70%削減	3.0
	運輸	7.9	23%削減	6.1
	廃棄物	0.63	-27%削減	0.80
	農業	3.7	8%削減	3.4
	その他	3.9	62%削減	1.5
	合計	56.7	46%削減	30.6
美里町	産業	0.69	42%削減	0.40
	業務その他	1.3	68%削減	0.41
	家庭	1.9	78%削減	0.41
	運輸	2.0	35%削減	1.3
	廃棄物	0.14	14%削減	0.12
	農業	0.81	14%削減	0.70
	その他	0.02	50%削減	0.01
	合計	6.7	50%削減	3.4
玉東町	産業	0.45	49%削減	0.23
	業務その他	0.55	64%削減	0.20
	家庭	0.92	74%削減	0.24
	運輸	1.3	36%削減	0.83
	廃棄物	0.06	17%削減	0.05
	農業	0.11	-27%削減	0.14
	その他	0.01	0%削減	0.01
	合計	3.4	50%削減	1.7
南関町	産業	8.4	35%削減	5.5
	業務その他	1.1	75%削減	0.27
	家庭	1.8	79%削減	0.37
	運輸	2.3	65%削減	0.80
	廃棄物	0.10	20%削減	0.08
	農業	0.89	3%削減	0.86
	その他	0.02	50%削減	0.01
	合計	14.6	46%削減	7.9
長洲町	産業	23.7	55%削減	10.6
	業務その他	1.8	47%削減	0.95
	家庭	3.0	60%削減	1.2
	運輸	6.2	27%削減	4.5
	廃棄物	0.14	-21%削減	0.17
	農業	0.33	24%削減	0.25
	その他	0.05	20%削減	0.04
	合計	35.3	50%削減	17.7

市町村	部門等	2013 (万 t-CO ₂)	2030	
			削減目標	万 t-CO ₂
和水町	産業	5.8	60%削減	2.3
	業務その他	1.3	66%削減	0.44
	家庭	1.7	78%削減	0.37
	運輸	2.1	33%削減	1.4
	廃棄物	0.11	18%削減	0.09
	農業	2.1	5%削減	2.0
	その他	0.02	50%削減	0.01
	合計	13.1	50%削減	6.6
大津町	産業	31.8	59%削減	12.9
	業務その他	5.3	57%削減	2.3
	家庭	6.1	74%削減	1.6
	運輸	7.1	15%削減	6.0
	廃棄物	0.42	12%削減	0.37
	農業	3.8	-3%削減	3.9
	その他	0.06	0%削減	0.06
	合計	54.5	50%削減	27.3
菊陽町	産業	24.9	60%削減	10.0
	業務その他	6.5	48%削減	3.4
	家庭	7.6	70%削減	2.3
	運輸	6.8	15%削減	5.8
	廃棄物	0.52	12%削減	0.46
	農業	1.3	0%削減	1.3
	その他	0.63	-43%削減	0.90
	合計	48.1	50%削減	24.1
高森町	産業	1.3	49%削減	0.66
	業務その他	1.0	65%削減	0.35
	家庭	1.3	81%削減	0.25
	運輸	1.5	33%削減	1.0
	廃棄物	0.02	0%削減	0.02
	農業	1.4	14%削減	1.2
	その他	0.01	0%削減	0.01
	合計	6.5	46%削減	3.5
西原村	産業	5.1	55%削減	2.3
	業務その他	1.1	75%削減	0.28
	家庭	1.2	79%削減	0.25
	運輸	1.9	42%削減	1.1
	廃棄物	0.12	0%削減	0.12
	農業	1.7	18%削減	1.4
	その他	0.02	-2550%削減	0.53
	合計	11.1	46%削減	6.0
南阿蘇村	産業	1.0	29%削減	0.71
	業務その他	2.0	72%削減	0.57
	家庭	2.3	81%削減	0.44
	運輸	2.3	43%削減	1.3
	廃棄物	0.05	0%削減	0.05
	農業	1.8	11%削減	1.6
	その他	0.02	0%削減	0.02
	合計	9.4	50%削減	4.7

市町村	部門等	2013 (万 t-CO ₂)	2030 ₂	
			削減目標	万 t-CO ₂
御船町	産業	1.5	33%削減	1.0
	業務その他	2.4	63%削減	0.90
	家庭	3.1	76%削減	0.74
	運輸	3.8	39%削減	2.3
	廃棄物	0.24	8%削減	0.22
	農業	1.0	11%削減	0.89
	その他	0.03	33%削減	0.02
	合計	12.1	50%削減	6.1
嘉島町	産業	5.0	56%削減	2.2
	業務その他	2.9	52%削減	1.4
	家庭	1.5	69%削減	0.46
	運輸	2.1	10%削減	1.9
	廃棄物	0.21	0%削減	0.21
	農業	0.57	23%削減	0.44
	その他	0.02	0%削減	0.02
	合計	12.4	46%削減	6.7
益城町	産業	8.9	49%削減	4.5
	業務その他	5.9	59%削減	2.4
	家庭	5.7	74%削減	1.5
	運輸	7.3	16%削減	6.1
	廃棄物	0.50	30%削減	0.35
	農業	1.3	23%削減	1.0
	その他	0.06	0%削減	0.06
	合計	29.6	46%削減	16.0
甲佐町	産業	1.7	35%削減	1.1
	業務その他	1.5	62%削減	0.57
	家庭	1.9	74%削減	0.49
	運輸	2.6	31%削減	1.8
	廃棄物	0.17	24%削減	0.13
	農業	0.70	34%削減	0.46
	その他	0.02	50%削減	0.01
	合計	8.6	46%削減	4.6
山都町	産業	2.0	54%削減	0.93
	業務その他	2.4	70%削減	0.71
	家庭	2.9	79%削減	0.61
	運輸	3.4	38%削減	2.1
	廃棄物	0.27	15%削減	0.23
	農業	2.8	18%削減	2.3
	その他	0.03	33%削減	0.02
	合計	13.8	50%削減	6.9

資料2 施策の実施に関する市町村の目標

基本方針1 再生可能エネルギーの利用促進と徹底した省エネルギーの推進

指標「人口1人当たりのエネルギー消費量」は、住宅、事業所及び自動車等で消費するエネルギーを含みます。対策ケース（省エネ）によるエネルギー削減率よりも人口減少率が上回る場合、目標年度における人口1人当たりのエネルギー消費量は、現状よりも大きくなる見込みです。

指標：区域の再エネ発電設備導入量（MW）			
市町村	現状※1 2023年度	目標	
		2030年度	2035年度
熊本市	269	342	394
玉名市	70	95	113
山鹿市	64	87	103
菊池市	136	185	220
宇土市	31	42	50
宇城市	80	109	130
阿蘇市	25	29	32
合志市	53	69	80
美里町	46	62	73
玉東町	5	7	8
南関町	66	90	107
長洲町	20	27	32
和水町	60	82	98
大津町	146	199	237
菊陽町	24	33	39
高森町	52	70	83
西原村	29	39	46
南阿蘇村	14	19	23
御船町	23	32	38
嘉島町	8	10	11
益城町	82	112	133
甲佐町	26	35	41
山都町	112	153	182

※1 環境省「自治体排出量カルテ」より

指標：人口1人当たりのエネルギー消費量（GJ/人）			
市町村	現状※2 2022年度	目標	
		2030年度	2035年度
熊本市	56.1	47.0	43.3
玉名市	66.1	58.2	53.3
山鹿市	64.7	60.4	56.4
菊池市	83.0	65.6	59.2
宇土市	119.5	101.8	104.1
宇城市	71.9	68.3	65.5
阿蘇市	85.7	68.8	68.3
合志市	83.7	68.0	63.9
美里町	54.0	48.9	44.8
玉東町	52.2	49.4	46.7
南関町	216.2	190.4	195.4
長洲町	172.1	177.7	180.3
和水町	91.8	92.1	89.9
大津町	124.2	110.0	99.3
菊陽町	93.4	78.8	71.6
高森町	77.6	70.2	63.1
西原村	156.2	125.5	119.6
南阿蘇村	68.7	52.7	47.3
御船町	62.5	47.6	43.9
嘉島町	112.1	96.7	87.1
益城町	77.6	68.2	60.9
甲佐町	71.5	65.9	60.3
山都町	66.6	62.9	57.6

※2 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」等を基に推計

基本方針 2 脱炭素型の都市・地域づくりの推進

目標は、各交通分野の計画・事業の見直しに合わせ、適宜、再設定します。

指標：公共交通機関の年間利用者数（人/年）						
市町村	区分	現状	年度	目標	年度	
熊本市	公共交通機関の年間利用者数 万人/年	4,561	2022	5,412	2031	
玉名市	地域公共交通利用者数・鉄道駅の乗車人員 人/日	2,838	2022	3,652	2028	
山鹿市	地域公共交通の利用者数・路線バス 人/年	964,006	2023	951,000	2028	
菊池市	公共交通利用者数（市で補助を行っている地域間の幹線的な路線バス） 人/年	129,763	2023	145,550	2029	
宇土市	コミュニティバス「行長しゃん号」の利用者数 人/年	8,199	2021	10,000以上	2026	
宇城市	路線バスの利用者数 千人/年	672	2024	672	2029	
阿蘇市	公共交通利用者数（路線バス） 人/年	71,131	2024	78,300	2028	
合志市	コミュニティ交通の利用者数 人/年	77,756	2022	93,000	2028	
美里町	（指標に関する数値がないため現状及び目標値について未設定）					
玉東町	ふれあいの丘（温泉施設）無料循環バス乗客数 人/年	8,100	2024	8,500	2029	
南関町	住民の公共交通利用回数 回/人・年	4.7	2021	8.5	2027	
長洲町	JR 長洲駅の年間利用者数（乗車人員） 人/年	213,890	2022	260,000	2028	
和水町	路線バスの利用者数 人/年	22,583	2022	20,000以上	2028	
大津町	肥後大津駅の1日あたり乗車人員 人/日	2,170	2021	2,397以上	2026	
菊陽町	公共交通の利用者数・JR 人/日	4,638	2023	5,400	2028	
高森町	公共交通の住民利用者数（ゆるっとバスと高森町民バスの1便あたり利用者数） 人/便	0.3～6.1	2020	2以上	2032	
西原村	路線バスの利用者数 人/年	12,507	2024	15,000	2029	
南阿蘇村	公共交通の住民利用者数（ゆるっとバスと高森町民バスの1便あたり利用者数） 人/便	0.3～6.1	2020	2以上	2032	

指標：公共交通機関の年間利用者数（人/年）					
市町村	区分	現状	年度	目標	年度
御船町	（指標に関する数値がないため現状及び目標値について未設定）				
嘉島町	（指標に関する数値がないため現状及び目標値について未設定）				
益城町	公共交通利用者数 人/年	294,660	2019	338,500	2025
甲佐町	（指標に関する数値がないため現状及び目標値について未設定）				
山都町	路線バス利用者数 人/年	186,405	2022	207,000	2028

基本方針 3 持続可能な資源循環社会の構築

目標は、各廃棄物分野の計画・事業の見直しに合わせ、適宜、再設定します。

指標：ごみの排出量（g/人・日）				
市町村	区分	現状（2023 年度）※1	目標	年度
熊本市	家庭系・事業系	935	905	2031
玉名市	家庭系	549	543	2039
山鹿市	家庭系	515	489	2033
菊池市	家庭系	566	529	2028
宇土市	家庭系・事業系	738	710	2030
宇城市	家庭系	729	664	2033
阿蘇市	家庭系・事業系	932	861	2027
合志市	家庭系	549	529	2028
美里町	家庭系	479	420	2030
玉東町	家庭系	500	425	2033
南関町	家庭系	454	425	2033
長洲町	家庭系	556	543	2039
和水町	家庭系	522	425	2033
大津町	家庭系	538	529	2028
菊陽町	家庭系	528	463	2028
高森町	家庭系・事業系	711	665	2027
西原村	家庭系	674	591	2030
南阿蘇村	家庭系・事業系	762	734	2027
御船町	家庭系	532	466	2030
嘉島町	家庭系	584	512	2030
益城町	家庭系	592	519	2030
甲佐町	家庭系	559	490	2030
山都町	家庭系	457	450	2030

※1 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

基本方針 4 豊かな自然環境の保全と環境に配慮した農林水産業の推進

指標：森林整備面積（ha） 【民有林造林面積（ha）、民有林除間伐面積（ha）の合計値】		
市町村	現状（2023 年度）※1	目標（2030 年度）
熊本市	67	65※2
玉名市	24	6
山鹿市	123	377
菊池市	120	353
宇土市	10	68
宇城市	17	157
阿蘇市	249	551
合志市	7	5
美里町	100	238
玉東町	12	19
南関町	18	98
長洲町	0	0
和水町	40	144
大津町	58	117
菊陽町	3	8
高森町	296	353
西原村	78	111
南阿蘇村	67	189
御船町	62	80
嘉島町	0	0
益城町	23	49
甲佐町	25	72
山都町	452	800

※1 熊本県「熊本県林業統計要覧」より

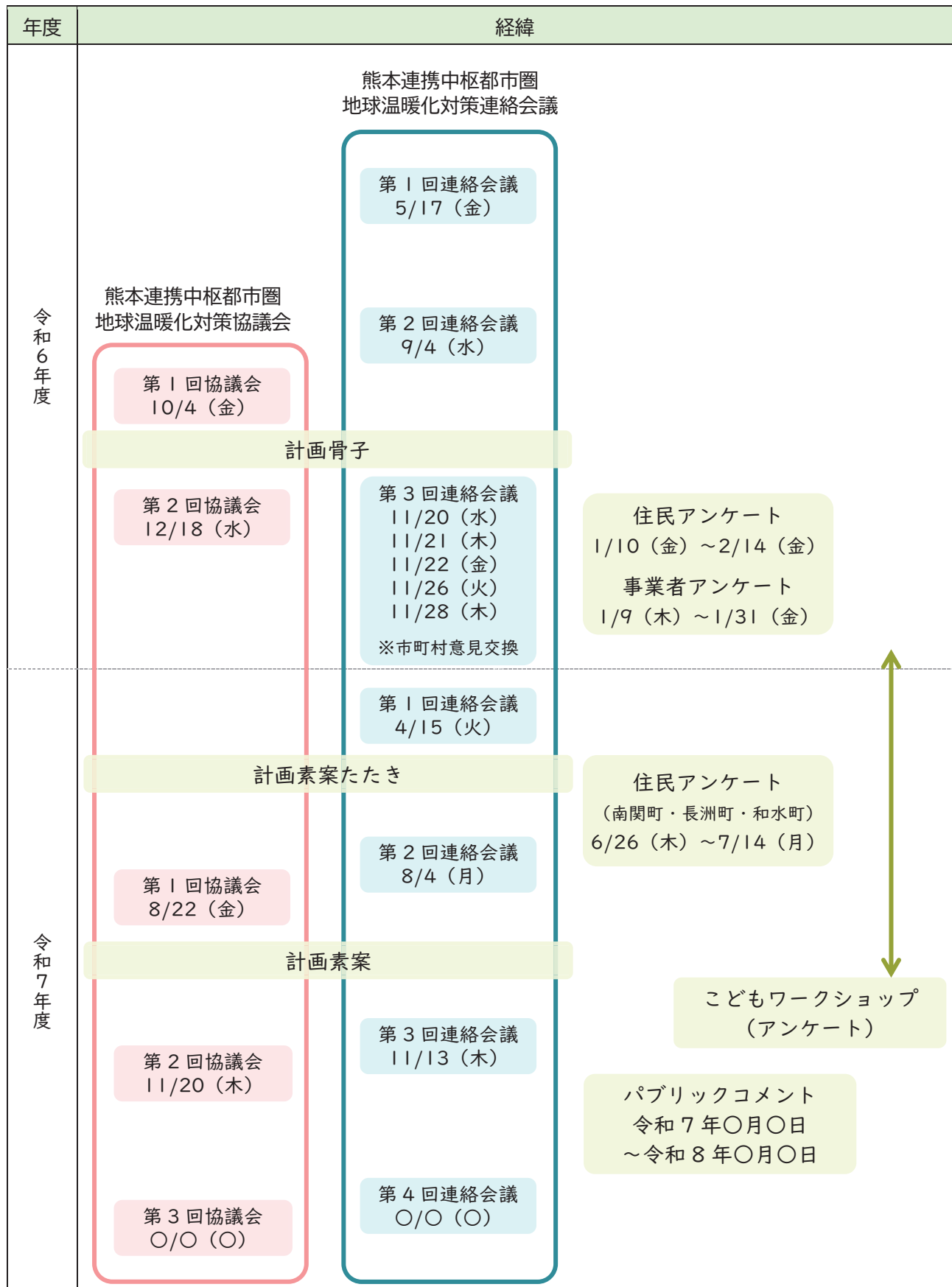
※2 放置竹林対策（森林・山村多面的機能発揮対策交付金等）に取り組んだ面積（2029 年度）

基本方針 5 脱炭素につながる行動変容の促進と環境投資の推進

指標：脱炭素化への取組を実施している住民の割合(%)			
市町村	現状 2023 年度※1	目標	
		2030 年度	2035 年度
熊本市	39	53	65
玉名市	42	55	67
山鹿市	41	55	66
菊池市	43	56	67
宇土市	38	52	64
宇城市	39	53	65
阿蘇市	37	52	64
合志市	43	56	67
美里町	38	52	64
玉東町	40	54	65
南関町	41	55	66
長洲町	36	51	63
和水町	41	55	66
大津町	40	54	65
菊陽町	39	53	65
高森町	35	50	63
西原村	39	53	65
南阿蘇村	40	54	65
御船町	37	52	64
嘉島町	38	52	64
益城町	37	52	64
甲佐町	36	51	63
山都町	40	54	65

※1 住民アンケート調査結果より

資料3 本計画の策定経緯



資料4 住民アンケート調査の結果

(1) 調査概要

項目	内容
調査対象	◇ 18歳以上の住民（各市町村 約1,300人） ◇ 住民基本台帳から18歳以上の住民を年齢構成比に応じて無作為抽出
調査時期	◇ 令和7年1月10日（金）～令和7年2月14日（金） ※南関町・長洲町・和水町 令和7年6月26日（木）～令和7年7月14日（月）
調査方法	◇ 調査票を郵送し、調査票（紙）への回答、または、WEB回答を依頼

(2) 回収結果

市町村	調査票配布数	有効回答数			回収率
		計	紙	WEB	
熊本市	1,298	436	333	103	33.6%
玉名市	1,301	386	293	93	29.7%
山鹿市	1,300	396	332	64	30.5%
菊池市	1,298	380	306	74	29.3%
宇土市	1,299	387	312	75	29.8%
宇城市	1,300	409	330	79	31.5%
阿蘇市	1,299	385	303	82	29.6%
合志市	1,300	301	209	92	23.2%
美里町	1,296	407	345	62	31.4%
玉東町	1,299	433	369	64	33.3%
南関町	1,300	442	353	89	34.0%
長洲町	1,300	329	235	94	25.3%
和水町	1,301	454	373	81	34.9%
大津町	1,300	369	242	127	28.4%
菊陽町	1,299	371	279	92	28.6%
高森町	1,299	399	333	66	30.7%
西原村	1,298	441	343	98	34.0%
南阿蘇村	1,301	428	350	78	32.9%
御船町	1,289	365	279	86	28.3%
嘉島町	1,300	388	286	102	29.8%
益城町	1,299	372	289	83	28.6%
甲佐町	1,298	377	319	58	29.0%
山都町	1,300	469	399	70	36.1%
居住地無回答	—	15	15	0	—
合計	29,874	9,139	7,227	1,912	30.6%